

【NSW 州】10月11日(月)以降の制限緩和内容の変更・追加

【ポイント】

- NSW 州政府は、外出制限令解除に向けたロードマップについて、制限緩和内容を変更・追加して以下のとおりとすることを発表しました。
- 州内のワクチン接種率が70%に到達したことを受けて、10月11日(月)以降、ワクチン接種完了者を対象に以下をはじめとする制限緩和が実施されます。他家庭訪問は最大10人まで、屋外空間は最大30人まで、冠婚葬祭は最大100人まで、屋内プールは水泳教室、リハビリ活動等のために再開。
- 学校での対面学習再開の予定が前倒しになります。(1)10月18日(月)以降ーキンディ、1、12年生、(2)10月25日(月)以降ーその他の学年全て。
- ワクチンを一回接種した NSW 州地方部の労働者は、10月11日(月)から職場に戻ることができ、2回目のワクチン接種を受けるために11月1日(月)まで猶予期間が与えられます。
- 10月11日(月)には外出制限令が解除され、感染懸念地域12市 (LGAs of concern)のリストはなくなります。

【本文】

1 NSW 州政府は、州内のワクチン接種率が70%に到達したことを受けて、10月11日(月)以降の外出制限令解除に向けたロードマップについて、制限緩和内容の変更・追加を発表しました。以下の接種率70%、80%到達時の制限緩和はワクチン接種完了者(2回)のみが対象になります。

2 以前に発表された接種率70%到達時の制限緩和内容に、以下の変更がありません。

- ・他家庭訪問:12歳以下の子どもを除き、最大10人まで(以前の発表では5人まで)
- ・屋外空間:最大30人まで(以前の発表では20人まで)
- ・冠婚葬祭:最大100人まで(以前の発表では50人まで)
- ・屋内プールは水泳教室、リハビリ活動等のために再開。

3 以前に発表された接種率80%到達時の制限緩和内容に、以下の変更がありません。

- ・他家庭訪問:12歳以下の子どもを除き、最大20人まで(以前の発表では10人まで)
- ・屋外空間:最大50人まで(以前の発表では20人まで)
- ・チケット制かつ着席制で管理された行事への参加:最大3000人まで(以前の発表

では500人まで)

- ・ナイトクラブは着席での飲酒のみを条件に、営業可(ダンスは不可)。
- ・オフィスビルではマスク着用が不要。

4 学校での対面学習再開の予定は、以下のとおり前倒しになります。

- (1) 10月18日(月)以降ーキンディ、1、12年生
- (2) 10月25日(月)以降ーその他の学年全て(以前の発表では、3、4、5、7、8、9、10年生は11月8日より再開)

5 ワクチンを一回接種したNSW州地方部(シドニー大都市圏、Blue Mountains 地域、Wollongong 地域、Central Coast 地域及び Shellharbour 地域以外)の労働者は、10月11日(月)から職場に戻ることができ、2回目のワクチン接種を受けるために11月1日(月)まで猶予期間が与えられます。

6 10月11日(月)には外出制限令が解除され、感染懸念地域12市(LGAs of concern)のリストはなくなります。

7 9月9日(木)に発表されたワクチン接種率70%到達時の制限緩和の内容、9月27日(月)に発表されたワクチン摂取率80%到達時の制限緩和の内容の詳細は末尾のリンクをご確認ください。

8 規制内容は状況に応じて常に変更されます。規制の詳細や最新の情報はNSW州ウェブサイトでご確認ください。不明な点がある場合には、NSW州保健省に電話(1800 943553)でご確認ください。

○NSW 州政府ウェブサイト

(10月7日(木)付メディアリリース: 10月11日(月)以降の制限緩和)

<https://www.nsw.gov.au/media-releases/nsw-on-road-to-reopening>

(新型コロナウイルス規制の現状)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/rules>

(新型コロナウイルス情報)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19>

○在シドニー日本国総領事館ウェブサイト

(9月27日(月)付領事メール: ワクチン接種率80%到達時の制限緩和内容発表)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210927nsw.p>

[df](#)

(9月9日(木)付領事メール: 外出制限令の出口戦略(ロードマップ)の発表)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210909nsw.p>

[df](#)

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録/読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>